

新光商事グループ 人権方針

1. 人権尊重へのコミットメント

- (1) 人権に関わる国際規範（国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」など）を支持・尊重し、これらの規範に基づいた取り組みを実施していきます。
- (2) 事業活動を行う国または地域においては、当該国または地域の法令等を遵守し、国際規範の尊重に努めていきます。
- (3) 新光商事グループ企業行動規範および企業行動基準の定めに沿って行動します。

2. 適用範囲

本方針は、新光商事グループで働くすべての役員・従業員に適用します。

また、ビジネスパートナー、取引先およびその関係者などのステークホルダーに対しても本方針を支持いただけるよう継続して働きかけます。

3. 重要な人権課題、人権デュー・ディリジェンス、是正・救済

- (1) 差別の排除
人種、性別、宗教などに基づく差別を排除し、機会均等を推進します。
- (2) 強制労働・児童労働の禁止
強制労働や児童労働を一切行わないことを徹底しています。
- (3) ハラスメント防止
セクハラ、マタハラ、パワハラ、カスハラなど、あらゆるハラスメントの防止に努めます。
- (4) 働きやすい職場環境の整備
従業員の安全と健康に配慮し、安全衛生管理体制を整え、働きやすい職場環境を提供します。
- (5) 人権デュー・ディリジェンス
人権デュー・ディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、是正に努め、救済に取り組みます。

4. 教育

本方針が社内外に浸透するよう、当社グループ全体の役員・従業員に適切な教育と研修を行います。

5. 情報開示

本方針および人権尊重の取り組みについて、ウェブサイトおよびその他手段を通じて情報開示を行います。

6. 対話と協議

人権への負の影響を、人権を専門とした第三者機関に相談するとともに、ステークホルダーとの対話・協議を行っていきます。